

監査計画書（監査の基本的な方針・詳細な監査計画）ドラフト

サンプル製造株式会社 第 28 期／計画策定 2025 年 10 月 24 日

調書	Ref 1000（監査の基本的な方針）・1100（詳細な監査計画）・1200（重要性）・1300（リスク評価総括）
根拠	監査基準報告書 300「監査計画」第 4～11 項／監基報 320「監査の計画及び実施における重要性」第 9～13 項／監基報 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」／監基報 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」／監基報 240「財務諸表監査における不正」
対象期間	第 28 期（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
監査の種類	金融商品取引法監査（内部統制監査を含む）・会社法監査・半期報告書の期中レビュー
会社名	サンプル製造株式会社（架空サンプル・東証プライム）
監査法人	サンプル監査法人（架空） 監査責任者 高橋 健
作成	cpai.jp（AI 生成ドラフト）
査閲	監査責任者 2025 年 10 月 28 日（監基報 300 第 9A 項）

本書は AI が生成した監査計画書のドラフトであり、監査責任者・監査チームによる検討・査閲を前提とする。会社・人物・数値はすべて架空であり、実在の企業・個人・監査法人とは一切関係がない。重要性の基準値・リスク評価は例示であり、監査意見・保証を表明するものではない。

本書はAIが生成した監査計画書のドラフトであり、監査責任者・監査チームによる検討・査閲を前提としています。会社・人物・数値はすべて架空であり、実在の企業・個人・監査法人とは一切関係ありません。本書は監査基準報告書300「監査計画」第6項～第8項（監査の基本的な方針・詳細な監査計画）及び第11項（監査調書）の記載事項を骨格とし、重要性（監基報320）・リスク評価（監基報315）・リスク対応（監基報330）・不正リスク（監基報240）の要求事項を計画段階で整理したものです。監査意見・保証を表明するものではありません。

項目	記載内容
【調書番号】	1000（監査の基本的な方針）／1100（詳細な監査計画）／1200（重要性）／1300（リスク評価総括）
【被監査会社】	サンプル製造株式会社（東証プライム・連結・日本基準）
【対象事業年度】	第28期（自2025年4月1日至2026年3月31日）
【監査の種類】	金融商品取引法監査（財務諸表・連結財務諸表、内部統制監査）及び会社法監査（計算書類・連結計算書類）。半期報告書の期中レビューを併せて計画
【監査法人】	サンプル監査法人（架空）
【監査責任者】	業務執行社員 高橋 健
【審査担当社員】	中村 玲子
【監査チーム】	主査 田中 真一／監査担当 佐藤 美帆・小林 大輔／IT監査担当 山口 直樹／専門家（年金数理・税務）は法人内部部門を利用
【計画策定日】	2025年10月24日（監査チーム討議 2025年10月17日）
【査閲】	監査責任者 高橋 健 2025年10月28日（監基報300第9A項）
【作成】	cpaai.jp（AI生成ドラフト）

チェック観点: 監査責任者と主要メンバーの計画策定への参画（監基報300第4項）と監査チーム内の討議（監基報315第16項・監基報240第14項）の実施日を記録する。監査の基本的な方針（第6～7項）と詳細な監査計画（第8項）は別個の文書でなくてよいが、範囲・時期・方向性と、リスク評価手続・リスク対応手続の種類・時期・範囲が読み分けられる構成にする。計画は監査期間中に見直し（第9項）、重要な変更は理由とともに記録する（第11項(3)）。

本書を読むときの前提: ①本書は計画段階（2025年10月）の文書であり、記載する数値は前期実績（第27期）と当期予算に基づく見込みである。期末実績に基づく重要性の見直し（監基報320第11項）と、実施結果は会計監査調書（Ref 3000～9900）に記録する。②重要性の基準値は監査チームの判断であり、単一の「正しい率」はない。本書のベンチマーク・割合は、当社の状況（成熟した製造業・利用者の関心が収益性）を踏まえた例示である。③内部統制監査（財務報告に係る内部統制の監査）は財務諸表監査と一体として計画するが、内部統制監査の詳細計画は別調書（Ref 2000番台）とする。

第 1【監査の基本的な方針】（ Ref 1000 ）

1【監査業務の特徴（ 範囲に影響を及ぼす事項 ）】

項目	内容
適用される財務報告の枠組み	日本基準（企業会計基準）。連結財務諸表規則・財務諸表等規則、会社計算規則
報告の対象	連結財務諸表・財務諸表（金融商品取引法）、連結計算書類・計算書類（会社法）、内部統制報告書（内部統制監査）、半期報告書の中間連結財務諸表（期中レビュー）
業種・事業	精密機器（半導体製造装置向け精密部品・医療機器向けモーションユニット）・電子部品（車載センサモジュール・汎用コンデンサ部品）・その他（物流受託）。諏訪工場を中心とする受注生産と見込生産の混在
グループ構成	連結子会社 4 社（Sample Precision Vietnam（製造）・Sample America, Inc.（販売）・サンプル精機（製造）・サンプルロジスティクス（物流））、持分法適用関連会社 1 社（信栄精密工業）
監査の継続性	継続監査（当法人による監査は第 21 期から）。前期の監査意見は無限定適正意見、内部統制報告書は有効・無限定適正意見
利用する他者の作業	内部監査部門（購買・支払プロセスの内部監査結果）の利用可否を監基報 610 に従い評価。年金数理・税務は法人内専門家。構成単位の監査人は利用しない（連結子会社 4 社・関連会社 1 社の構成単位には監査チームが直接手続を実施）
IT の利用状況	基幹システム（販売・購買・生産・会計）は統合 ERP。IT 全般統制（アクセス管理・変更管理・運用管理）の評価を IT 監査担当が実施

2【報告の目的、監査の実施時期及びコミュニケーション】

区分	時期	内容
監査契約の更新・独立性の確認・契約条件の理解	2025 年 9 月	監基報 220 に基づく契約更新の可否・独立性の評価、監基報 210 に基づく監査契約条件の確認（監基報 300 第 5 項(1)～(3)）
監査計画の策定・討議	2025 年 10 月	監査チーム討議（10 月 17 日）・本計画書（10 月 24 日）・監査役会への計画説明（11 月 4 日）
期中レビュー（半期報告書）	2025 年 10 月～11 月	中間連結財務諸表のレビュー。レ

		ビュー報告書 2025 年 11 月 12 日
内部統制の整備・運用評価（期中）	2025 年 11 月～2026 年 2 月	経営者評価の利用可否の判断、業務プロセス統制・IT 全般統制の運用評価
期中実証手続	2025 年 12 月～2026 年 3 月	仕訳テスト（通年）、固定資産・投資有価証券の期中残高手続（期末日までの残余期間は運用評価手続と組み合わせた実証手続で更新＝監基報 330 第 21 項(1)）、重要な見積りの前提の理解
実地棚卸立会	2026 年 3 月 31 日	諏訪工場・サンプル精機・Sample Precision Vietnam（テストカウント）
確認手続	基準日 2026 年 3 月 31 日	売掛金・買掛金・銀行等取引・弁護士への質問書（発送 4 月 1 日～、回収期限 4 月 17 日）
期末監査	2026 年 4 月 13 日～5 月 15 日	期末残高の実証手続、見積りの監査、連結・注記の検討、後発事象
審査	2026 年 5 月 18 日・6 月 22 日	審査担当社員による審査（監基報 220 の審査に関する要求事項）
監査役等への報告	2026 年 5 月 19 日	監査結果の報告（監基報 260・監基報 265）、KAM の協議
監査報告書	2026 年 5 月 20 日／6 月 24 日	5 月 20 日：連結計算書類・計算書類の会計監査報告（会社法）。6 月 24 日：財務諸表・連結財務諸表の監査報告書及び内部統制監査報告書（金商法。有価証券報告書は 6 月 25 日提出）
経営者確認書	2026 年 5 月 20 日・6 月 24 日	会社法監査・金商法監査の各報告書日付で入手（監基報 580）

チェック観点: 会計監査報告（2026 年 5 月 20 日）→監査役会監査報告（5 月 26 日）→取締役会承認（5 月 27 日）→電子提供措置（6 月 2 日）の日程は、被監査会社の開示スケジュール（開示スケジュール_第 28 期決算）と一致させる。確認状の基準日は期末日（3 月 31 日）とし、発送は期末日後速やかに、回収期限は期末監査の第 1 週末（4 月 17 日）に置く。

3【重要な要素（監査チームの作業に重要な影響を及ぼす事項）】

- **重要性の基準値:** 税引前利益（税金等調整前当期純利益）を第一のベンチマークとし、5%を適用する（第 2 章。見込み 4,000 百万円×5%=200 百万円）。
- **特別な検討を必要とするリスク:** 収益認識のカットオフ、棚卸資産の評価、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、経営者による内部統制の無効化（第 3 章）。

- **内部統制への依拠:** 販売・購買・在庫・現金預金・給与の各プロセスは統制に依拠し、運用評価手続を実施する。見積りに係る領域は実証手続中心とする。
- **前期からの変更点:** 「リースに関する会計基準」等の早期適用（当期期首）、諏訪工場第3棟の投資決定（減損の兆候・グルーピングの再検討）、円高の進行（外貨建取引・在外子会社の換算）。
- **監査上の主要な検討事項（KAM）の候補:** 棚卸資産の評価、有形固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性（第4章）。
- **不正リスク:** 収益認識に不正リスクがあるとの推定（監基報240第25項）を反証せず、期末カットオフを不正リスクとして扱う。経営者による内部統制の無効化は必須の不正リスク（監基報240第30～31項）。

4【監査チームの編成と監査時間】

役割	氏名	主な担当	計画時間
業務執行社員（監査責任者）	高橋 健	計画の査閲、重要な判断、監査役等・経営者とのコミュニケーション、監査報告書	180
審査担当社員	中村 玲子	監査業務に係る審査（計画・重要な判断・監査報告書）	40
主査	田中 真一	詳細な監査計画、リスク評価、見積りの監査、連結、査閲	420
監査担当	佐藤 美帆	売上・売掛金・確認手続・棚卸資産・貸倒引当金	520
監査担当	小林 大輔	仕入・買掛金・固定資産・人件費・税効果・在外子会社	480
IT 監査担当	山口 直樹	IT 全般統制・自動化された業務処理統制・データ分析（仕訳テスト）	160
専門家（年金数理・税務）	法人内部門	退職給付債務の基礎率、繰延税金資産の分類判定	40
合計	—	—	1,840

チェック観点: 監査時間は前期実績（1,760 時間）に、リース基準早期適用と減損の再検討（+80 時間）を加味した見込み。監査チームの能力・時期・人数（監基報300第7項(5)）と指揮・監督・査閲の範囲（第8項(1)）を明示する。

第2【重要性の基準値と手続実施上の重要性】（Ref 1200）

1【重要性の基準値（財務諸表全体）】

項目	内容
ベンチマーク	税引前利益（継続事業）。当社は安定的に利益を計上する成熟した製造業であり、財務諸表利用者（株主・金融機関）の主たる関心が収益性にあるため（監基報 320 A4～A7 項）
基礎数値	前期（第 27 期）実績 3,800 百万円、当期予算 4,100 百万円 → 計画時点の見込み 4,000 百万円
適用割合	5%
重要性の基準値（OM）	200 百万円
補完的検討	売上高の 0.5%（約 240 百万円）・総資産の 0.5%（約 310 百万円）と比較し、利益ベースの方が保守的であることを確認。利益が不安定化した場合は売上高の 0.5%へ切替えを検討

2【特定の取引種類、勘定残高又は注記事項に対する重要性】

対象	重要性	理由
役員報酬（関連当事者・注記）	20 百万円	金額は小さいが利用者の意思決定に影響する開示項目（監基報 320 第 9 項後段）
関連当事者取引（藤川資産管理株式会社との取引）	20 百万円	支配株主に係る取引の開示の適正性

3【手続実施上の重要性・明らかに僅少な虚偽表示】

項目	金額	決定根拠
手続実施上の重要性（PM）	150 百万円 （OM の 75%）	継続監査で過去の未修正虚偽表示が少なく、統制環境が良好（監基報 320 第 10 項・A10 項）
明らかに僅少な虚偽表示の閾値	10 百万円 （OM の 5%）	この金額以下の虚偽表示は集計しない。ただし性質上重要なものは金額にかかわらず集計する（監基報 450 第 5 項）
特定項目の手続実施上の重要性	15 百万円（特定重要性の 75%）	役員報酬・関連当事者取引。単純な機械的計算ではなく（監基報 320 A10 項）、取引件数が少なく網羅性の検討

		(議事録・契約書の閲覧)を全件で行えることから、未発見の虚偽表示が集積するリスクは低いと判断して同率とした
--	--	---

チェック観点: 重要性の基準値 (第9項) ・ 手続実施上の重要性 (第10項) ・ 監査の進捗に伴う改訂 (第11～12項) と、決定に際して考慮した要因を監査調書に記載する (監基報320第13項)。監査の実施過程で当初の基準値を改訂すべき情報 (期末実績の見込みの変化、事業環境の変化、当初想定しなかった虚偽表示の発見等) を認識した都度、改訂の要否を判断する (監基報320第11項)。目安として税引前利益の見込みが3,600百万円未満または4,400百万円超となった場合は必ず再検討し、基準値を小さくするときは手続実施上の重要性とリスク対応手続の種類・時期・範囲を見直す (第12項)。

第3【リスク評価の総括】 (Ref 1300)

1【財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスク】

リスク	評価	全般的な対応 (監基報330第4項)
経営者による業績達成圧力 (借入コベナンツ・中期経営計画の利益目標) に起因する内部統制の無効化	高 (不正リスク)	仕訳テスト (監基報240第31項 (1))、会計上の見積りの偏向の検討と遡及的検討 (同(2))、通例でない重要な取引の検討 (同(3)) を通年で実施。監査手続の要素に予見可能性を低くする工夫を組み込む
統制環境の弱点が全社的に波及するリスク (取締役会・監査役会の監督や内部監査の実効性が低下すると、複数の勘定・アサーションに虚偽表示が生じやすくなる)	中	前期の評価を更新し、指名・報酬諮問委員会・内部通報制度の運用状況を質問・閲覧で確認。弱点を識別した場合はアサーション・レベルのリスク評価 (特に見積り・決算処理) と監査チームの編成に反映する (監基報315第29項)
円高の進行と中国市場の回復遅れによる収益性低下が、経営者の業績達成圧力を高め、見積りを伴う複数の勘定 (減損・繰延税金資産・棚卸資産評価) に偏向をもたらすリスク	中	減損の兆候・繰延税金資産の回収可能性・評価減の検討に反映し、経営者の見積りの偏向の検討 (監基報240第31項(2)) と組み合わせる。予算達成状況を月次でモニタリング

2【アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク（主要な取引種類・勘定残高）】

（IR＝固有リスク、CR＝統制リスク、RMM＝重要な虚偽表示リスク。H＝高・M＝中・L＝低。SR＝特別な検討を必要とするリスク。内部統制の運用状況を評価しない勘定は統制リスクを独立に評価せず（「―」）、RMMは固有リスクの評価と同じとする（監基報315第33項））

勘定・取引種類	関連するアサーション	IR	CR	RMM	SR	計画する主なリスク対応手続
売上高	E・CO・C・PD	H	M	H	○（カットオフ）	販売プロセス統制の運用評価、期末前後の出荷・検収書との突合（カットオフテスト）、得意先別・月次の分析的手続、仕訳テスト
売掛金	E・RO・V・C	M	M	M	―	積極的確認（基準日3月31日・上位＋無作為30件。収益認識の不正リスクに対応する実在性の証拠として位置づける）、未回答先の期後入金・証憑による代替的な監査手続、滞留分析
受取手形	E・RO・V・PD	M	M	M	―	手元手形の実査、割引・裏書の網羅性（銀行確認書の割引手形残高と突合）
貸倒引当金	V・C・PD	H	―	H	―	貸倒実績率の

						再計算、個別 評価債権の担 保・回収可能 性の検討、経 営者の見積り の偏向の検討
契約負債（前 受金）	C・V・CO・ PD	M	M	M	—	履行義務の充 足時期と収益 認識の整合、 期末残高の契 約書との突合
仕入／売上原 価・買掛金	C・CO・V・E	M	M	M	—	購買プロセス 統制の運用評 価、期末後の 入荷・請求書 のカットオフ テスト（未計 上債務）、買 掛金の積極的 確認（上位15 件）
支払手形・未 払金・未払費 用	C・CO・V	M	M	M	—	期末後の支 払・請求書の 検討（網羅 性）、経過勘 定の再計算
原材料・仕掛 品・製品（数 量）	E・C・V・RO	H	M	H	—	実地棚卸立会 （3拠点）・ テストカウ ント、継続記録 との突合、仕 掛品の進捗度 の検討、預け 在庫の確認
棚卸資産の評 価（評価減）	V・PD	H	—	H	○	滞留・陳腐化 品の識別と正 味売却価額の 再計算、原価 計算（配賦・ 操業度差異） の検討、経営 者の見積りの

						遡及的検討
有形固定資産・減価償却	E・V・C・PD	M	—	M	—	取得・除却の証憑突合、資本的支出と修繕費の区分、減価償却費の再計算
固定資産の減損	V・PD	H	—	H	○	グルーピングの検討、減損の兆候（汎用コンデンサ設備・遊休設備）、割引前将来CFと事業計画の整合、専門家の利用の要否
無形固定資産（ソフトウェア等）	E・V・C	M	—	M	—	資産計上要件の検討、償却の再計算
投資有価証券・関係会社株式	E・RO・V・PD	M	—	M	—	証券会社等への確認、時価の検討、減損の要否（政策保有株式の縮減に伴う売却損益）
現金及び預金	E・C・RO・V	M	L	M	—	銀行等取引残高確認書（全取引金融機関）、期末後の当座勘定照合表との突合
借入金・リース債務	C・E・V・PD	M	L	M	—	銀行確認書の借入金・担保・保証と帳簿の突合、リース基準早期適用の会計処理（使用権資産・リース債務の再計

						算)
純資産	E・C・RO・PD	L	—	L	—	配当・自己株式の取得処分の決議との突合、株主資本等変動計算書の検算
法人税等・税効果	E・C・V・PD	H	—	H	○ (DTA)	税務専門家の利用、繰延税金資産の分類（企業会計基準適用指針第26号）の検討、将来課税所得の見積りと事業計画の整合、実効税率の検算
販売費及び一般管理費	C・E・CO	M	M	M	—	分析の実証手続（月次・費目別）、期末前後の請求書のカットオフ
賞与引当金・退職給付	C・V・CO	H	M	H	—	賞与支給規程と支給見込額との突合、退職給付債務の基礎率（割引率・昇給率）の年金数理専門家による検討
偶発債務・後発事象（注記）	C・PD	M	—	M	—	弁護士への質問書、取締役会・監査役会議事録の閲覧、法務関連費用の検討（監基報501第8～9項）、後発事象の検討（監基報

						560)
在外子会社 (Sample Precision Vietnam・Sample America)	E・V・C・PD	M	M	M	—	監査チームによる直接手続（ベトナム工場は実地棚卸立会を含む現地往査）、換算の再計算

- （注）特別な検討を必要とするリスク（SR）には、統制の運用評価に依拠するだけでなく、個別に対応する実証手続（詳細テストを含む）を実施する（監基報 330 第 20 項）。実証手続のみでは十分かつ適切な監査証拠を入手できないリスク（監基報 315 第 32 項）は該当なし（自動化された処理に依存する日常的取引は、運用評価手続と実証手続を組み合わせで対応する）。前期（第 27 期）の未修正虚偽表示は僅少（2 件・合計+24 百万円）であり、サンプリングの期待虚偽表示は 0 件として計画する（本法人のサンプリング方針）。

チェック観点: 重要な虚偽表示リスクは財務諸表全体レベルとアサーション・レベルの二つのレベルで識別し（監基報 315 第 27 項）、関連するアサーションとそれに関連する重要な取引種類・勘定残高・注記事項を決める（第 28 項）。特別な検討を必要とするリスクの判断（第 31 項）と、実証手続のみでは十分な監査証拠を入手できないリスク（第 32 項）を区別して記録する。統制に依拠する勘定は運用評価手続の立案が要求される（監基報 330 第 7 項(1)）。

3【内部統制への依拠の方針】

プロセス	依拠の有無	主要な統制（キーコントロール）	運用評価の時期・方法
販売・出荷	依拠（期末カットオフを除く）	受注承認、出荷報告と売上計上の自動連携、与信限度チェック、価格マスタ承認、月次売上分析的レビュー	期中（12～2 月）にサンプル 25 件+自動統制は IT 全般統制の評価と組み合わせ、期末までのロールフォワード。期末カットオフ（特別な検討を必要とするリスク）には統制に依拠せず、カットオフテスト 40 件で対応（監基報 330 第 20 項）
購買・支払	依拠	発注承認、3 点照合（発注・検収・請求）、仕入先マスタ変更承認、支払承認	期中サンプル 25 件。内部監査部門の運用評価結果は監基報 610 に従い利用可否を判断
在庫・原価計算	依拠	継続記録、循環棚卸、標準	期中サンプル 25 件+実地

		原価の改定承認、配賦基準の年次見直し	棚卸立会
現金預金・資金	依拠	銀行勘定調整表の月次作成と承認、支払権限の分離	期中サンプル5件（月次統制・本法人サンプリング方針の頻度別件数表）
給与・人件費	依拠	マスタ変更承認、勤怠承認、給与計算結果のレビュー	期中サンプル5件（月次統制）
会計上の見積り（評価減・減損・DTA・引当金）	依拠しない	経営者のレビュー統制は理解するが、実証手続中心	—
決算・財務報告	依拠しない（実証手続中心）	連結パッケージのレビュー、仕訳承認、開示チェックリストは整備状況を理解するが運用評価は行わない	決算整理仕訳・連結修正仕訳の検証（監基報330第19項(2)）と仕訳テストで対応
IT全般統制	依拠	アクセス管理、変更管理、運用管理（バッチ・バックアップ）	期中にIT監査担当が評価。逸脱があれば自動統制への依拠を見直す

第4【監査上の主要な検討事項（KAM）の候補】

候補	選定理由（監基報701第8～9項）	計画する対応
棚卸資産（原材料・仕掛品・製品）の評価の妥当性	総資産に占める割合が大きく、正味売却価額への切下げと製造原価の配賦に経営者の重要な判断が介在し、見積りの不確実性が高い領域	滞留・陳腐化品の識別基準の検討、直近販売実績と廃棄予定に基づく正味売却価額の再計算、原価差異の配賦の検討
生産設備を中心とする有形固定資産の減損	汎用コンデンサ部品の価格下落と諏訪工場第3棟の投資決定により、グルーピングと減損の兆候の判断が重要	グルーピングの妥当性、兆候の網羅的把握、将来CFの前提（販売数量・価格・為替）と中期経営計画の整合の検討
繰延税金資産の回収可能性	将来課税所得の見積りに経営者の判断が伴い、分類の判定が回収可能額に大きく影響する	企業分類の判定、将来課税所得の見積りと予算・中計の整合、税務専門家の利用

チェック観点: KAMは監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から決定する（監基報701第8項）。計画段階の候補は監査役会（11月4日）に共有し、期末の監査結果を踏まえて確定する。KAMの記載は監査報告書の記載事項であり、計画書の候補が確定を拘束するものではない。

第5【詳細な監査計画】（Ref 1100）

1【指揮・監督・査閲の内容、時期及び範囲】（監基報 300 第8項(1)）

項目	内容
指揮・監督	主査が日次で進捗と発見事項を把握。特別な検討を必要とするリスクに係る手続は主査が同席または直後に査閲
査閲	調書は作成者と異なる者が査閲する。特別な検討を必要とするリスク・見積り・連結・後発事象・KAMは監査責任者が査閲（監基報 220 の査閲に関する要求事項）
審査	審査担当社員が計画（本書）、重要な判断、監査報告書案を審査（2025 年 11 月・2026 年 5 月 18 日・6 月 22 日）
監査チーム討議	2025 年 10 月 17 日（計画）・2026 年 4 月 13 日（期末監査開始時）・必要に応じ随時。不正リスクの討議を含む（監基報 240 第 14 項）

2【リスク評価手続の種類、時期及び範囲】（監基報 315）

手続	時期	範囲・内容
経営者・監査役等・内部監査部門への質問	2025 年 10 月	事業環境の変化、不正の認識、内部通報の状況、訴訟事件等
分析的手続（計画段階）	2025 年 10 月	月次推移・前期比・予算比・比率分析（売上総利益率・在庫回転期間・売掛金回転期間）
観察・記録の閲覧	2025 年 10～11 月	取締役会・監査役会議事録、経営会議資料、内部監査報告書、規程類
内部統制システムの理解（5 構成要素）	2025 年 10～11 月	統制環境・リスク評価プロセス・監視活動・情報システム・統制活動（プロセス別ウォークスルー）
IT の理解	2025 年 11 月	ERP とサブシステムの構成、IT 全般統制、自動化された統制と情報の完全性

3【リスク対応手続の種類、時期及び範囲】（監基報 330）

領域	運用評価手続	実証手続（詳細テスト）	時期	担当
----	--------	-------------	----	----

		ト・分析の実証手 続)		
収益認識・売掛金	販売プロセス統制 25 件（期中）＋ロール フォワード	カットオフテスト （期末前後各 10 日・ 出荷／検収書との突 合 40 件）、積極的確 認 30 件（基準日 3/31。未回答は代替 的な監査手続）、月 次・得意先別分析、 仕訳テスト	12～2月／4月	佐藤
棚卸資産	在庫・原価統制 25 件	実地棚卸立会（3 拠 点・テストカウント 各 50 品目〈製品・仕 掛品・原材料の合 計〉）、評価減の再 計算（滞留品リスト 全件・切下率）、原 価差異の配賦検討	3/31／4月	佐藤・小林
購買・買掛金	購買プロセス統制 25 件	未計上債務の検討 （期末後入荷・請求 30 件）、買掛金確認 15 件、仕入先別分析	12～2月／4月	小林
固定資産・減損	—	取得・除却の証憑突 合（重要性の基準値 超の全件）、減損の 兆候・グルーピン グ・将来 CF の検討、 減価償却の再計算	2～4月	小林
現金預金・借入金	月次統制 5 件	銀行等取引残高確認 書（全金融機関 6 行）、期末後の照合 表、借入金・担保・ 保証の突合、リース 債務の再計算	4月	小林
税効果	—	一時差異の網羅性、 分類判定、将来課税 所得の見積り、実効 税率の検算（税務専 門家）	4～5月	主査・専門家
人件費・引当金	給与統制 5 件	賞与引当金の再計 算、退職給付債務の	2月／4月	小林

		基礎率検討（年金数理専門家）		
経営者による内部統制の無効化	—	仕訳テスト（通年・期末調整仕訳全件＋条件抽出）、見積りの偏向の検討、通例でない取引の検討	通年	主査・山口
連結・注記・開示	決算統制の整備確認	連結精算表の検算、在外子会社の換算、注記チェックリスト、財務諸表と会計記録の一致（監基報330第19項(1)）、決算整理仕訳・連結修正仕訳の検証（同(2)）	4～5月	主査
後発事象・継続企業	—	期末日後の取締役会議事録・月次決算の閲覧、経営者への質問（監基報560・570）。会社法・金商法の各監査報告書日付まで更新	5～6月	主査

- （注）サンプル件数は本法人のサンプリング方針（信頼係数3.0・許容虚偽表示額150百万円・期待虚偽表示0件）に基づく計画値であり、母集団の実績・運用評価の結果により見直す（監基報530）。売掛金確認30件の内訳は、残高上位20先（当期末の母集団見込 約9,600百万円の約75%・悉皆的に抽出）と、残余母集団（見込 約2,400百万円）からの無作為抽出10件。無作為10件は、統制に依拠しない場合の信頼係数3.0では $2,400 \times 3.0 \div 150 = 48$ 件となるが、販売プロセス統制の運用評価（有効の見込み）と分析的実証手続に依拠して詳細テストに割り当てる信頼係数を0.6（保証水準45%）に引き下げ、 $2,400 \times 0.6 \div 150 = 9.6 \rightarrow 10$ 件とした（本法人のサンプリング方針表。運用評価が有効でなければ48件へ拡大）。

4【他の監査基準報告書等により計画する手続】（監基報300第8項(4)）

監基報	手続
監基報240	不正リスクの識別・評価、収益認識の不正リスクの推定、仕訳テスト、経営者確認書
監基報250	法令等の遵守（環境・労働・中小受託取引適正化法（取適法））の検討
監基報260・265	監査役等とのコミュニケーション（計画11月4日・結果

	5月19日)、内部統制の不備の報告
監基報 501	実地棚卸立会、訴訟事件等(弁護士への質問書)、セグメント情報
監基報 505	確認手続(売掛金・買掛金・銀行等取引)
監基報 540	会計上の見積り(評価減・減損・DTA・退職給付)の監査
監基報 550	関連当事者(藤川資産管理株式会社・信栄精密工業株式会社)
監基報 560・570	後発事象、継続企業の前提(兆候なしの見込み)
監基報 600	グループ監査(構成単位に対する手続は監査チームが直接実施。構成単位の監査人は利用しない)
監基報 610・620	内部監査の利用、専門家(年金数理・税務)の業務の利用
監基報 701・720	KAMの決定・記載、その他の記載内容(有価証券報告書)の通読
監基報 580	経営者確認書(会社法・金商法の各監査報告書日付)

5【計画の変更の記録】(監基報 300 第9項・第11項(3))

日付	変更内容	理由	承認
(記載なし)	—	計画策定時点で変更なし。 期末実績に基づく重要性の改訂、運用評価の逸脱、想定外の虚偽表示の発見(監基報 330 第22項)があれば本表に記録する	—

チェック観点: 計画の重要な変更は理由とともに記録する。特に、重要性の基準値の改訂(監基報 320 第11～12項)、統制の逸脱による依拠の取り止め、特別な検討を必要とするリスクの追加は、リスク対応手続の種類・時期・範囲の再検討を伴う。

【開示前の点検(記載イメージ)】

- ・ **監基報 300 との対応:** 第6～7項(基本的な方針=第1章)、第8項(詳細な監査計画=第5章)、第9A項(監査責任者の査閲=表紙)、第11項(監査調書=Ref 1000～1300)。
- ・ **監基報 320 との対応:** 第9項(基準値・特定重要性)、第10項(PM)、第13項(調書記載)=第2章。
- ・ **監基報 315・330 との対応:** 二つのレベルのリスク(第3章1・2)、特別な検討を必要とするリスク(SR列)、統制への依拠と運用評価(第3章3・第5章3)、実証手続の必須実施(監基報 330 第17項)。

- **監基報 240 との対応:** 収益認識の不正リスク推定、経営者による内部統制の無効化への必須手続（第 3 章 1・第 5 章 3）。
- **被監査会社の開示日程との整合:** 会計監査報告 2026 年 5 月 20 日・監査役会 5 月 26 日・有報 6 月 25 日。